

令和８年度関係人口実態調査・受入環境分析業務

企画提案募集要領

この要領は、「令和８年度関係人口実態調査・受入環境分析業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

１ 業務の概要

（１）委託業務名

令和８年度関係人口実態調査・受入環境分析業務

（２）業務の目的

人口減少及び高齢化の進行により、特に過疎地域等においては地域活動の担い手不足が課題となっている。本業務では、県内の過疎地域等を対象として、関係人口に関する取組状況や受入環境等を調査・整理するとともに、市町村における関係人口施策の推進及び県における今後の施策検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

（３）業務内容

令和８年度関係人口実態調査・受入環境分析業務企画提案に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。

（４）委託期間

契約締結日から令和９年３月１９日まで

（５）委託上限額

３，５１８，９００円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを確認するものではない。

２ 応募資格

次の全ての条件に該当する者のみ、応募することができる。

- （１）宮城県内に活動拠点（本社又は営業所等）を有している者であること。
- （２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。
- （３）この事業の応募開始時から企画提案書提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和２年４月１日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。
- （４）宮城県県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （５）宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成２０年１１月１日施行）別表各号に規定する措置要件並びに政治資金規正法（昭和２３年法律第１９４号）第３条に規定する政治団体及び宗教法人法（昭和２７年法律第１２６号）第２条に規定する宗教団体に該当しない者であること。
- （６）当該業務を円滑に履行できる体制が整備されていること。

- (7) 本県の指示に柔軟に対応し、随時、迅速かつ具体的な連絡や協議等が可能であること。

3 企画提案スケジュール（予定）

期 間	内 容
令和8年7月17日（金）	企画提案募集の公告
令和8年7月24日（金）午後3時	質問受付期限
令和8年7月28日（火）	質問に対する回答
令和8年8月4日（火）午後3時	参加表明書の提出期限
令和8年8月18日（火）午後3時	企画提案書の提出期限
令和8年8月21日（金）（予定）	〔3者を超える場合〕企画提案書の書面審査
令和8年8月24日（月）（予定）	〔3者を超える場合〕書面審査の結果通知
令和8年8月下旬（予定）	企画提案の選定（プレゼンテーション）
令和8年8月下旬（予定）	選定結果通知、仕様書協議、選定業者との契約準備
令和8年9月中旬（予定）	契約締結

4 企画提案に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期限：令和8年7月24日（金）午後3時まで（必着）
- (2) 提出方法
質問書（様式第4号）を電子メールにより9の連絡先へ提出すること。
なお、電話や口頭による質問、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、令和8年7月28日（火）に県地域振興課のホームページに掲載する。ただし、質問又は回答内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容によっては回答しないこともある。

5 参加表明書等の提出

- (1) 受付期限：令和8年8月4日（火）午後3時（必着）
- (2) 申込方法
参加表明書（様式第1号）及び企画提案応募要件に係る宣誓書（様式第2号）を電子メールにより9の連絡先へ提出すること。参加表明を行わなかった者から提出された企画提案は受け付けないため、必ず参加表明を行うこと。

6 企画提案書の提出

- (1) 提出資料及び形式
- ア 企画提案書（任意様式） 《7部》
別紙1「企画提案書の構成」により作成すること。
- イ 参考見積書（任意様式） 《7部》
- ・ 仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。

- ・ 消費税及び地方消費税額の金額を算出し、合計金額を記載すること。また、参考見積書は、企画提案を審査する際の参考にするものであり、契約締結の際は再度、見積書の提出を求める。

(2) 提出方法等

- ア 提出期限：令和8年8月18日（火）午後3時（必着）
- イ 提出方法：紙媒体（各様式の提出部数）及び電子媒体（提出書類一式のPDFデータを保存したもの）を9連絡先に郵送又は持参すること。

(3) 無効の取扱い

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合、又は文意が不明である場合。
- イ 本募集要領等に従っていない場合。
- ウ 下記7に示すプレゼンテーション審査に参加しなかった場合。
- エ 同一の団体等が2つ以上の企画提案書を提出した場合。
- オ 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げ、又は不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合。
- カ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

(4) 留意事項

- ア 提出された書類の差替え、変更は、原則として認めない。
- イ 提出された書類は、原則として返却しない（オの取下をした場合も含む）。
- ウ 企画提案の提出に係る全ての経費は企画提案者の負担とする。
- エ 審査は提出された企画提案書類により行うが、企画提案書類の提出後、内容について確認や説明を求めることがある。
- オ 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「企画提案に係る取下書」（様式第3号）を提出すること。取下げを行った場合、再度の企画提案は認めない。
- カ 提出された企画提案書類は行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）等による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き開示することとなるので、あらかじめ承知すること。

7 受注者の審査及び選定

(1) 評価・選定の体制

県が設置する令和8年度関係人口実態調査・受入環境分析業務委託プロポーザル方式等選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の企画提案内容を総合的に審査し、最も効率的かつ効果的な企画を提案した者1者を業務受託候補者として選定する。

(2) 審査方法

- ア 企画提案書及び応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）を、審査基準に基づき委員ごとにそれぞれ採点評価・順位付けを行い、各委員が付けた順位点の総計が最も高い応募者1者を業務受託候補者として選定する。
- イ アにおいて、順位点の総計が最も高い応募者が複数ある場合は、各委員が採点した評価点の総計が最も高い応募者1者を業務受託候補者として選定する。評価点が

同点の場合は、委員長が業務受託候補者を選定し、選定に当たり疑義が生じた場合は、選定委員会で協議の上、業務受託候補者を選定する。

なお、次点の者の場合にもこの基準を適用し業務受託候補者とする。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、採点評価の結果、各委員が採点した評価点の総計の平均が6割に満たない場合は選定しないものとする。

提案者が1者の場合も審査を行い、アに記載の選定方法により、業務を適切に実施できると判断される場合は、業務受託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、選定委員会に諮った上で、再度企画提案者を募集する。

エ 応募者が3者を超えた場合は、プレゼンテーション審査の前に、選定委員会において一次審査（書面審査）を実施し、プレゼンテーション審査に参加できる上位3者を選定する場合がある。

(3) 審査基準

ア 評価点は、別紙2「評価項目及び評価表」のとおり。合計100点とする。

イ 順位点は、次のとおりとする。

1位：2点 2位：1点 3位：0点

(4) 一次審査（書面審査）

ア 実施日 令和8年8月21日（金）（予定）

イ 審査方法

応募のあった企画提案書について、7（3）の審査基準に基づき審査し、上位3者を選定する。採点評価・順位付けは7（2）アからウに規定する方法に準じる。

ウ 一次審査結果の通知

全ての応募者に対し、電子メールにて選定結果を通知する。また、上位3者に対してはプレゼンテーション審査日程を併せて通知する。

なお、一次審査を実施しなかった場合は、全ての応募者に対し、プレゼンテーション審査日程等を通知する。

(5) プレゼンテーション審査

ア 実施日 令和8年8月下旬（予定）※実施時間は別途連絡する。

イ 実施会場 宮城県行政庁舎内会議室 ※別途連絡する。

（仙台市青葉区本町三丁目8番1号）

ウ 実施方法 応募者ごとに対面で個別に行う。

エ 時間配分 30分以内（説明20分以内、質疑応答10分以内）

オ 出席者 応募者1者当たり3人まで。今回の事業に従事する予定の者を含めることとする。

カ 説明方法 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、プロジェクター及びパソコンの使用は認めない。また、追加資料の配付又は差替えは認めない。

(6) 結果通知

審査終了後、企画提案者全てに通知する。

なお、審査・選定結果に関する質問には応じない。

(7) 選定結果の公表

審査終了後、選定結果を県地域振興課のホームページで公表する。

(8) 業務受託候補者の辞退等

次の場合は、業務受託候補者の選定を取り消し、評価点数の合計が次点の者を業務受託候補者とする。

ア 業務受託候補者が辞退した場合

イ 委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が、入札参加業者登録簿の登録を取り消され、又は入札参加資格制限を受けた場合

ウ 委託契約を締結するまでの間に、業務受託候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合

エ 仕様内容に係る宮城県と業務受託候補者の協議が調わなかった場合

8 委託契約について

(1) 契約手続

県は、選定委員会で選定された業務受託候補者と、宮城県財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）（以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続により、予定価格の範囲内で見積合わせを行い、本業務を契約するものとする。

(2) 業務仕様書

契約時における仕様は、別紙仕様書の記載事項を基本とするが、業務受託候補者との協議の上、加除修正することができるものとする。

(3) 契約保証金

業務受託候補者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第114条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(4) 契約に関する条件等

ア 企画提案に参加する者が不穏な行動をするとき、又は企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、プロポーザル方式による企画提案の実施を延期または取り止めることがある。

イ 県は、企画提案者から提出された提案書等は、本業務における業務受託候補者の選定以外の目的に使用しないものとする。

ウ 企画提案者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

9 連絡先

宮城県企画部地域振興課地域活動推進班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2423

E-mail tisink@pref.miyagi.lg.jp

企画提案書の構成

1 様式

A 4判縦、ページ番号付きとし、片面印刷を原則とする。ただし、資料の作成上、A 3判を利用した方が確認しやすい場合は、A 3判の使用を可とする。

2 表紙

「委託業務名」、「法人名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」及び「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

3 目次

本文の項目及びページ番号を記載すること。

4 記載事項

企画提案書には、仕様書の内容を踏まえ、次の事項を記載すること。また、応募者の強みや独自性が分かるよう努めること。

(1) 業務実施方針

本業務の目的をどのように理解し、どのような考え方で業務を実施するかを記載すること。また、本業務を実施する上で重視する視点や基本的な考え方について記載すること。

(2) 実態調査の実施方法

県内過疎市町を対象としたアンケート調査及びヒアリング調査の実施方法について具体的に記載すること。また、次の事項について記載すること。

- ・調査設計の考え方
- ・回答率向上に向けた工夫
- ・回答内容の比較・分析が可能となる工夫
- ・地域の実態を把握するための調査方法

(3) 重点地域調査

重点地域調査の進め方について記載すること。また、次の事項について記載すること。

- ・現地調査及び地域関係者との対話の進め方
- ・地域資源及び地域特性の把握方法
- ・地域外人材との関わりや受入体制を把握するための手法
- ・地域課題や今後の可能性を整理するための考え方

(4) 調査結果の分析・整理

調査結果をどのような手法で分析・整理し、市町村及び県にとって有用な成果へつなげるかについて記載すること。また、次の事項について記載すること。

- ・地域類型の整理方法
- ・共通課題及び地域ごとの特徴の整理方法
- ・調査結果を県施策及び市町村施策へ活用するための考え方

(5) 成果物

成果物の構成及び作成方針について記載すること。特に、市町村向け参考資料については、今後、市町村が関係人口施策に取り組む際に活用しやすい内容となるよう、その構成や工夫を記載すること。

(6) 独自提案

仕様書に定める業務内容の範囲内において、本業務の目的達成に資する独自の提案があれば記載すること。

(7) 業務責任者及び担当者の配置、役割分担等について記載すること。

また、本業務に従事する予定者の専門分野及び関係人口、交流人口、移住・定住、地域づくり等に関する実績を記載するとともに、「宮城県過疎地域等政策支援員」として委嘱を予定する者（候補者）について、氏名、所属、役割、本業務に関連する経歴及び実績、現地調査や地域との対話において期待される役割を記載すること。

(8) 業務工程表

契約締結から成果物提出までのスケジュールを具体的に記載すること。

なお、市町村調査、重点地域調査、中間報告、成果物作成等の主要工程が分かるよう記載すること。

(9) 概算見積書

業務内容ごとに区分し、積算根拠（項目、数量、単価、金額等）が分かるよう記載すること。

(10) その他

ア 本事業と類似する受託実績があれば記載すること。

イ ページ数の制限は設けないが、プレゼンテーション審査において説明しない参考資料等を貼付する場合は、その旨が分かるよう記載すること。

「令和8年度関係人口実態調査・受入環境分析業務」

企画募集提案 評価項目及び評価表

評価項目		評価の観点	配点
業務理解度		・業務目的及び仕様書の内容を十分理解し、事業目的に沿った提案となっているか。 ・市町村支援及び県施策への活用を踏まえた提案となっているか。	10
業務の内容	1 調査手法	・アンケート及びヒアリングの実施方法が具体的かつ実効性があり、市町村の実態を適切に把握できる内容となっているか。	20
	2 重点地域調査	・地域関係者との対話や現地調査を重視した提案となっており、地域の実情や課題を把握できる内容となっているか。	20
	3 分析能力	・調査結果を分析し、地域類型や共通課題等を整理する手法が具体的で、県施策及び市町村施策の検討に資する成果が期待できるか。	20
業務実施体制		・業務遂行に必要な専門知識・経験を有する人員を配置しているか。また、過疎地域等政策支援員候補者が本業務に必要な知識、経験及び地域との対話能力を有しているか。	10
業務履行能力		・関係人口、交流人口、移住・定住、地域づくり等に関する調査・分析又は伴走支援の実績を有するか。	10
工程管理		・スケジュールが具体的かつ現実的であり、期間内に確実な成果が期待できるか。	5
費用		・積算単価や数量は妥当なものであり、提案内容との整合性があるか。 ・費用対効果の観点から優れた提案となっているか。	5
合計			100